

- Gruber, J. "Tobacco At the Crossroads:  
The Past and Future of Smoking  
Regulation in the United States"  
Journal of Economic Perspectives  
Vol.15 No. 2 : 193-212 2001b
- Gruber, J. and S. Mullainathan Do  
Cigarette Tax Make Smokers Happier?  
NBER Working Paper Series 8872 2002a
- Gruber, J., A. Sen and M. Stabile  
Estimating Price Elasticities When  
There is Smuggling NBER Working Paper  
Series 8962 2002b
- Lewit, E. M., D. Coat and M. Grossman "The  
Effects of Government Regulation on  
Teenage Smoking " Journal of Law and  
Economics Vol.24:545-569 1981
- Markowitz, S. and J. Tauras Even for  
Teenagers, Money Does Not Grow on  
Trees NBER Working Paper Series 12300  
2006
- O' Donoghue, T. and M. Rabin "Risky  
Behavior among Youths: Some Issues  
from Behavioral Economics " in J.  
Gruber(ed.) Risky Behavior Among  
Youth 29-67 University of Chicago  
Press 2001
- Viscusi, W.K. Cigarette Taxation and  
The Social Consequences of Smoking  
NBER Working Paper Series 4891 1994
- Viscusi, W.K. *SMOKE-FIELD ROOMS: A*  
Postmortem on the Tobacco Deal
- Viscusi, W.K. *SMOKE-FIELD ROOMS: A*  
Postmortem on the Tobacco Deal  
Chicago University Press 2002
- Viscusi, W.K. Regulation of Health,  
Safety, and Environmental Risks NBER  
Working Paper Series 11934 2006

## 参加と合意に基づくたばこ対策の推進のための社会的基盤に関する研究

松本 安生 神奈川大学人間科学部准教授

研究要旨：本研究は、参加と合意に基づくたばこ対策推進のための社会的基盤として、人々の喫煙リスクに対する認知や行動との関係について基礎的な知見を得ることを目的として行った。初年度には、神奈川大学の学生（主として1年生）を対象としたアンケート調査を行い、喫煙に対するリスク認知及び喫煙行動の実態と合理的思考に関する性格特性との間の関連について分析を行った。次年度には、初年度の結果を踏まえ、神奈川大学においてパンフレットやポスター等による喫煙リスクの情報提供に関する社会実験を行い、喫煙リスクをより適切に認識し、態度変容を促す効果について検証を行った。さらに、最終年度には喫煙者に対するたばこ対策のあり方を考える上で重要な問題である「喫煙者は喫煙のリスクを十分理解した上で喫煙しているのか、それとも喫煙のリスクを軽視しているのか」という問題について、より幅広い年齢層を対象にしたアンケート調査によって検証した。

### A. 研究目的

たばこ対策が実際に社会に受け入れられ、その取り組みが広く普及するためには、市民の一人ひとりが自己及び社会に対して長期的で、不確実性のある喫煙のリスクを適切に認識し、その評価に基づいた意思決定を行うこと（合理的思考）が重要である。一方で、対策においても市民の適切なリスク認知とそれに基づく意思決定を支援する働きかけ（普及啓発）が重要だと考えられる。

このためには、人々の喫煙リスクに対する認知の実態と喫煙行動や思考特性などとの関係について明らかにすることが必要である。そこで本研究では、最初に大学生（主として1年生）を対象としたアンケート調査を行い、喫煙に対するリスク認知及び喫煙行動の実態と合理的思考に関する性格特性との間の関連について分析を行った。この結果を踏まえ、次年度には、大学キャンパスにおいてパンフレットやポスター

等による喫煙リスクの情報提供に関する社会実験を行い、喫煙リスクをより適切に認識し、態度変容を促す効果について検証を行った。さらに、最終年度には喫煙者への働きかけ（普及啓発）を考える上で重要な問題である「喫煙者は喫煙のリスクを十分理解した上で喫煙しているのか、それとも喫煙のリスクを軽視しているのか」という問題について20代から60代までのより幅広い年齢層を対象にしたアンケート調査によって検証した。

本研究はこれらの調査を通じて、市民の適切なリスク認知を支援するための普及啓発に関して、基礎的な知見を得ることを目的とする。

### B. 研究方法

#### 【調査1：喫煙のリスク認知に関する調査】

アンケート調査は主に、①喫煙行動の実態について、②喫煙のリスク認知について、③合理的思考に関する性格特性、④個人属性、の4つのパートによって構成した。このうち、喫煙の

リスク認知については、2つの尺度によって測定した。1つ目は、既存のリスク研究で行われてきた測定手法であり、たばこ（自分のたばこの煙及び他人のたばこの煙）のリスクについて、他の物質（ダイオキシン、BSE、光化学スモッグ）とのリスク比較を行う方法である。2つ目が、喫煙者（または受動喫煙者）が非喫煙者（または非受動喫煙者）に対して肺がん及び心筋梗塞になる危険性がどの程度高いかを回答してもらう方法である。これらについては科学的知見がある程度明確であり、リスク認知の高低を測定する尺度となるだけでなく、適切なリスク認知を測定する尺度にもなると考えられる。

合理的思考に関する性格特性については、二重プロセス理論に基づき、分析的・合理的なプロセスと全体的・経験的なプロセスのいずれのプロセスを重視するかで思考に関する性格特性の測定を行った。測定尺度については既存研究から、NC尺度、FI尺度、AOT尺度の3種類を用いた。NC(Need for Cognition)尺度とは、物事をじっくり考える性質を測定する尺度であり、19の質問項目から構成される。FI(Faith in Intuition)尺度とは、直感的に物事を考える性質を測定する尺度であり、12の質問から構成される。AOT(Activity-openminded Thinking)尺度とは、分析的・合理的な思考を採用する度合いを測定する尺度であり、41の質問項目から構成される。

これらの質問項目について、分担研究者が所属する神奈川大学において主として1年生を対象としたアンケート調査を行った。大学1年生を主として対象者としたのは、喫煙によるリスクを適切に認識し、その評価に基づいた意思決定を行うこと（合理的判断）が最も重要となるのは、日常的に喫煙をするかどうかの判断においてであり、常習喫煙者の半分以上が20歳までに喫煙を開始していることから、未成年者における喫煙リスクの認知と喫煙行動及び合理的判断に関する性格特性との関連について把握することが重要なためである。調査は2007年12月～2008年1月に行った。この結果、経済学部、

法学部、外国語学部、人間科学部の4つの学部の学生889名からの回答を得た。

#### 【調査2：喫煙リスクの情報提供と効果の検証】

分析的・合理的な思考を採用し易い状況において、喫煙のリスクに関する情報提供を行えば、非喫煙者に対しては継続的な喫煙回避の意思決定を支援し、喫煙者に対しては禁煙への関心を高めることが可能だと考えられる。そこで、神奈川大学横浜キャンパスを対象にして、喫煙リスクに関する情報提供の社会実験を行った。具体的には、①喫煙のリスクに関するパンフレットを作成し、2008年4月の健康診断時に約2000枚を配布。②喫煙のリスクに関するポスターを作成し、約30枚を屋内外の掲示板に掲示（2008年11月～）。③喫煙のリスクに関する卓上立体ポスターを作成し、約200個を大学生協学食のテーブルに設置（2008年11月～）、の3つの手法で行った。

次に、これらの情報提供による喫煙リスクのより適切な認識と行動変容を促す効果を検証するため、2008年12月～2009年1月に学生へのアンケート調査を行った。アンケート調査は調査1と同様な質問を、1年生及び2年生を主に対象として行った。この結果、経済学部、法学部、外国語学部、人間科学部、工学部の5つの学部学生1213名からの回答を得た。

#### 【調査3：喫煙者のリスク認知に関する調査】

喫煙のリスクとりわけ喫煙による蓄積的なリスクや質的な側面をどう見ているのかを知ることとは喫煙者に対するたばこ対策のあり方を考える上で重要な問題である。ただし、喫煙による蓄積的なリスクの認知は喫煙経験だけでなく、喫煙年数にも関係すると考えられる。そこで調査では、20代～60代までの幅広い年齢層の喫煙者及び喫煙者に対してアンケート調査を行うこととした。また、蓄積的なリスクの認知には男女の性差も影響していることも考えられるため、本調査では喫煙者の多くを占める男性のみを対象にすることとした。これらの被験者を無作為

に抽出することが難しいため都内の調査会社に登録するパネル回答者で本調査への協力を了承した被験者から、予備調査で把握した年齢、喫煙経験、喫煙年数などをもとに20代、30代、40代、50代、60代の5つの年齢層で、それぞれ喫煙者150名、非喫煙者150名の合計300名づつを対象者として選定した。これら1500名の被験者に対して、インターネットを通じてアンケート調査を行った。調査は、2009年11月19日から25日で行った。なお、予備調査を行っていることなどから、回収率は100%であった。

調査項目は以下の通りである。

#### ①喫煙リスクの質的評価

以下の2つの方法でリスクの質的評価を測定した。まず、「肺がん」「喉頭がん」についてそのがんにかかった人が死ぬ確率がどれほどかを見積もらせた。この見積もりによって被験者の喫煙リスクの質的な評価を測定した。次に、「アルツハイマー病にかかる」「糖尿病にかかる」「胃がんにかかる」「肺がんにかかる」「(事故や病気で)失明する」「(事故や病気で)利き腕を失う」という6つの出来事について、「つらく、人生に深刻な影響を及ぼすと思う順番」に並び替えさせた。このうち、「肺がんにかかる」を何番目にランキングしたかによって喫煙リスクの質的評価を測定した。

#### ②喫煙リスクの蓄積性認知

以下の3つの方法で喫煙リスクの蓄積性に関する認知を把握した。まず、煙草を一日に一箱吸い続ける二十歳の人が同じように煙草を吸い続けた場合、この人が5年後、10年後、20年後、30年後、40年後のそれぞれまでに肺がんになる確率はどれほどだと思いかを聞いた。また、最初の質問(「5年後までに～」)の回答を最後の質問(「40年後までに～」)の回答で割ることによって、少しの喫煙のリスクを重く見ている(楽観してはいない)度合いを観察した。この値が高いほど、少しの喫煙のリスクでも楽観はしていないということになる。(以降これを非楽観度と呼ぶ)

次に、二十歳になってから煙草を吸い始め、

煙草一日一箱を1年間吸い続けた後に禁煙に成功した人が生涯のうちに肺がんになる確率はどれほどかを見積もらせ、その後順次「5年間吸い続けた後」「10年間吸い続けた後」「20年間吸い続けた後」「30年間吸い続けた後」に禁煙に成功した人が生涯のうちに肺がんになる確率を見積もらせた。この質問についても同様に、「5年間吸い続けた後」の回答を「30年間吸い続けた後」の回答で割った値を非楽観度として算出した。

さらに、毎日煙草を5本程度吸う二十歳の人が同じように煙草を吸い続けた場合、この人が生涯のうちに肺がんになる確率はどれほどかを見積もらせ、その後順次「毎日煙草を10本吸う人」「毎日煙草を20本吸う人」「毎日煙草を30本吸う人」「毎日煙草を40本吸う人」が生涯のうちに肺がんになる確率を見積もらせた。同様に「5本吸う人」の回答を「40本吸う人」の回答で割り、非楽観度とした。

#### (倫理面の配慮)

本研究は、公表された集計値の二次利用によるもので、個人情報扱いは扱わないため、倫理的問題はない。

### C. 研究結果

#### 【調査1：喫煙のリスク認知に関する調査】

##### 1. 集計結果

##### (1) 喫煙状況

1年生(815人)の喫煙状況は、「毎日吸っている」あるいは「時々吸う日がある」をあわせると常習的な喫煙者は、96人(11%)である。多くの学生(85%)が「吸ったことはない」と回答している。喫煙経験者における喫煙本数は1日10本以下という回答者が62%であり、それほど多くない。また、喫煙期間については、喫煙経験者の半数は1年未満で大学入学後に喫煙を開始しているが、残りの半数は1年以上であり、大学入学前から喫煙を開始していた。さらに、たばこを吸わずに1日を過ごすことが難しいと考える喫煙経験者も約半数であり、やさし

いと考える喫煙経験者とほぼ同じ程度であった。

## (2) 喫煙のリスク認知

喫煙のリスク認知について、最初に喫煙者あるいは受動喫煙者が、非喫煙者あるいは非受動喫煙者に対して肺がんや心筋梗塞で死亡する危険性がどの程度高いかを回答してもらった。また、肺がん患者のうち喫煙が原因と考えられる患者の比率を回答してもらった。

既存研究における喫煙者の肺がんによる死亡の危険性は非喫煙者の4.5倍であり、回答者の平均値(5.7倍)と大きな差が見られなかった。また、喫煙者の心筋梗塞による死亡の危険性や受動喫煙者の肺がん及び心筋梗塞による死亡の危険性は既存研究では1.2~1.7倍程度であるが、回答者の平均値は4.5~5倍程度でかなり高いものであった。

一方で、既存研究などからは喫煙が原因と考えられる肺がん患者の比率は90%近いが、回答者の平均値は58%と低いものであった。

次に、全回答者を喫煙者(毎日吸っているあるいは時々吸う日がある)と、非喫煙者(以前吸っていたあるいは吸ったことがない)とに分けて、これらの2つのグループでリスク認知に差があるかどうかの分析を行った。はずれ値の影響などを考慮して、ノンパラメトリック検定(Mann-WhitneyのU検定)を用いてグループの差の検定を行った。この結果、喫煙者の肺がんの危険性、喫煙者の心筋梗塞の危険性、受動喫煙者の肺がんの危険性の3つのリスク認知において、喫煙者と非喫煙者のグループで回答に有意水準5%以下の有意な差が見られた。これらのいずれもが喫煙者のグループの方が、非喫煙者のグループよりもこれらのリスクを低く回答している。喫煙者の肺がんによる死亡の危険性の場合、その差は1.7倍にもなっている。

次に、たばこのリスク認知として能動喫煙及び受動喫煙と、食品中のダイオキシン類、BSEを引き起こす異常プリオン、光化学スモッグの危険性について、それぞれの順位を回答してもらった。この結果、能動喫煙に関しては4位あるいは5位と回答した回答者がそれぞれ30%程

度と多くなっている。また、受動喫煙に関しては、1位から3位までの回答がそれぞれ20%程度、4位が25%となっている。既存研究によれば実際にはこれらの中で能動喫煙による危険性(損失余命の大きさ)が最も高く、2番目に危険性が高い受動喫煙よりも30倍以上である。これらのことから、他の物質との比較ではたばこのリスクは小さく認知され、とりわけ能動喫煙のリスクはかなり小さく認知されていることが分かる。なお、これらについても喫煙者と非喫煙者のグループにおける回答の差について検定を行ったが、有意な差はみられなかった。

## (3) たばこに対する信念

喫煙に関するいくつかの意見に対しての考え(「そう思う」~「そう思わない」)を聞いた。

この結果、既存研究から正しいと考えられる意見(喫煙と肺がんの関係は科学的に明らか、受動喫煙による害は科学的に明らか、タバコを習慣的に数個と自体が病気)については、「そう思う」あるいは「ややそう思う」とする回答が大部分を占めているが、間違えと考えられる意見(タバコにはストレス解消に効果のある物質が含まれている、喫煙はある種のがんを予防する効果がある、タバコには頭の働きを高める物質が含まれている、喫煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある)に対しては、ある意見が分かれている。特に、「タバコにはストレス解消に効果のある物質が含まれている」に対しては「そう思う」あるいは「ややそう思う」とする回答が66%となっている。

これらについても、喫煙者と非喫煙者のグループで回答に差があるかどうか、t検定を用いてグループの差の検定を行った。この結果、2つのグループで回答に有意な差が見られたのは「喫煙はある種のがんを予防する効果がある」と「喫煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある」の2つの意見に対してのみであった。これらの意見はいずれも間違えと考えられる意見だが、いずれも喫煙者のグループの方が非喫煙者のグループよりもこれらの意見に対して「そう思う」あるいは「ややそう思う」

という回答が多くなる傾向がある。

## 2. 思考に関する性格特性との関連

前述した NC 尺度、FI 尺度、AOT 尺度の 3 種類の尺度により思考に関する性格特性について把握を行った。それぞれの尺度で把握した性格特性の傾向は、喫煙者グループと非喫煙者グループで有意な差は見られなかった。

次に、これらの思考に関する性格特性とリスク認知との関連について相関あるいは順位相関による分析を行った。この結果、NC 尺度（物事をじっくり考える性質を測定する尺度）と喫煙者のいくつかのリスク認知の回答との間には有意な関係がみられた。これらは、いずれも NC 尺度の得点が高い、つまり物事をじっくり考える性質のある人のほうが、リスクを高く認知しているという相関関係であった。

一方、思考に関する性格特性と喫煙についての意見との間の関連についても相関分析を行った結果、AOT（分析的・合理的な思考を採用する度合い尺度といくつかの項目が有意な関連がみられた。また、「タバコには頭の働きを高める物質が含まれている」については、喫煙者と非喫煙者ともに、NC 尺度及び AOT 尺度とこの意見に対する考えとの間には有意な関係がみられた。これらはいずれも尺度の特定が高い、つまり物事をじっくり考える性質や分析的・合理的な思考を採用する度合いが強い人ほど、こうした考えに対してそう思わないという弱い相関関係であった。

さらに、喫煙者は NC 尺度の得点と「受動喫煙による害は科学的に明らか」という意見に対する回答との間に有意な関連がみられ、NC 尺度の得点が高い、つまり物事をじっくり考える性質のある人のほうが、そう思うという人が多くなるという弱い相関関係がみられた。

### 【調査 2：喫煙リスクの情報提供と効果の検証】

#### 1. 集計結果

##### (1) 喫煙状況

回答者のうち「毎日吸っている」あるいは

「時々吸う日がある」をあわせると常習的な喫煙者は、155 名 (13%) である。多くの学生 (82%) が「吸ったことはない」と回答している。喫煙経験者における喫煙本数は 1 日 10 本以下という回答者が 65% であり、それほど多くない。また、喫煙期間については、喫煙経験者の約半数 (47%) は 1 年未満で大学入学後に喫煙を開始しているが、残りの半数は 1 年以上であり、大学入学前から喫煙を開始していた学生も多いと考えられる。さらに、喫煙経験者でたばこを吸わずに 1 日を過ごすことが「とても難しい」または「難しい」とする回答は約 3 分の 1 (32%) であり、「やさしい」や「とてもやさしい」と回答した喫煙経験者とほぼ同じ程度であった。

##### (2) 喫煙のリスク認知

喫煙のリスク認知について、最初に喫煙者あるいは受動喫煙者が、非喫煙者あるいは非受動喫煙者に対して肺がんや心筋梗塞で死亡する危険性がどの程度高いかを回答してもらった。また、肺がん患者のうち喫煙が原因と考えられる患者の比率を回答してもらった。この結果、喫煙者の肺がんによる死亡の危険性（対非喫煙者）については、回答が 100 倍以上の外れ値を除いた場合の平均値は約 5.2 倍で、既存研究における実際の喫煙者の肺がんによる死亡の危険性 (4.5 倍) と大きな差が見られなかった。次に、喫煙者の心筋梗塞による死亡の危険性や受動喫煙者の肺がんによる死亡の危険性は既存研究では 2 倍程度であるが、外れ値を除いた回答者の平均値は 3.8~4.2 倍程度で高いものであった。ただし、回答者の分布では既存研究の知見に近い 2.5 倍までの回答が約半分を占めている。

##### (3) 喫煙に対する信念

喫煙に関するいくつかの信念に対しての意見（「そう思う」～「そう思わない」）を聞いた。この結果、「喫煙と肺がんの関係は科学的に明らか」や「受動喫煙による害は科学的に明らか」などの既存研究からと妥当と考えられる信念については、「そう思う」あるいは「ややそう思う」とする肯定的な意見が大部分を占めているが、「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気であ

る」という妥当な信念については、肯定的な意見が約 60%程度とやや少なくなっている。

これに対して既存研究からは妥当ではないと考えられる信念のうち、「喫煙はある種のがんを予防する効果がある」、「タバコには頭の働きを高める物質が含まれている」、「喫煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある」などの信念については「そう思わない」あるいは「あまりそう思わない」などの否定的意見が多くを占めているが、「タバコにはストレス解消に効果のある物質が含まれている」とする信念に対しては「そう思う」あるいは「ややそう思う」とする肯定的な意見が半数を超え、「決心さえすれば誰でも喫煙は止められる」とする信念に対しては意見が分かれている。

これらのことから、ストレス解消のためにたばこを吸うという考えが喫煙者だけでなく非喫煙者にも受容されていることや、喫煙の依存性に対する認識については楽観的な意見があることが明らかになった。

#### (4)情報提供手法の認識

喫煙リスクの情報提供を目的として行った①ポスターの掲示、②卓上立体ポスターの設置、③パンフレットの配布、のそれぞれについて回答者がどの程度それらの情報を見たことがあるかを聞いた。

この結果、2008年4月の健康診断時に配布したパンフレットについてはほとんどが「見たことがない」あるいは「読んでいない」という回答であったが、ポスターについては約 24%の回答者が、卓上立体ポスターについては約 33%の回答者が「ざっと読んだ」あるいは「じっくり読んだ」と回答し、およそ 3 分の 1 程度の学生にこれらの手法により情報の伝達がなされていたことが明らかになった。

#### 2. 情報提供の認識とリスク認知との関連

前述した喫煙リスクの情報提供手法のうち認識が高い「掲示板のポスター」及び「卓上の立体ポスター」のそれぞれについて、喫煙のリスク認知及び喫煙に対する信念への意見との関連について分析を行った。

この結果、喫煙のリスク認知の高低とこれら 2 つの情報提供手法に対する認識との間には統計的に有意な関連はみられなかった。これに対して、いくつかの喫煙に対する信念への意見については、これら 2 つの情報提供手法に対する認識との間に統計的に有意に関連がみられた。

まず、掲示板のポスターに対する認識と関連がみられたのは、「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気である」、「喫煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある」、「決心さえすれば誰でも喫煙は止められる」の 3 つの信念に対する意見であった。これらのうち、「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気である」とする信念については、掲示板のポスターを「じっくり読んだ」または「ざっと読んだ」と回答した人のほうが、「見ていない」あるいは「見たことはあるが読んでいない」と回答した人に比べて、「そう思う」あるいは「ややそう思う」と回答する人が多く、「どちらでもない」や「そう思わない」あるいは「あまりそう思わない」と回答した人が少なくっている（有意水準 5%）。

また、「喫煙は健康に重大な影響を与えない」という研究も数多くある」と「決心さえすれば誰でも喫煙は止められる」という信念に対する意見ではこれとは逆の関連がみられたが、これらの関連は弱いものであった。（有意水準 10%）

一方、卓上の立体ポスターに対する認識と関連がみられたのは、「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気である」、「喫煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある」、「食品中の化学物質に比べれば喫煙の害は小さい」の 3 つの信念に対する意見であった。

これらの信念のうち「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気である」に対しては、立体ポスターを「じっくり読んだ」または「ざっと読んだ」と回答した人のほうが、「見ていない」あるいは「見たことはあるが読んでいない」と回答した人に比べて、「そう思う」あるいは「ややそう思う」と回答する人が多く、「どちらでもない」や「そう思わない」あるいは「あまりそう思わない」と回答した人が少なくっている。また、「喫

煙は健康に重大な影響を与えないという研究も数多くある」、「食品中の化学物質に比べれば喫煙の害は小さい」ではその逆の関連がみられた。ただし、これら3つの関連は弱いものであった。(有意水準 10%)

#### 【調査3：蓄積的リスクの認知に関する調査】

##### 1. 喫煙リスクの質的評価

喫煙に強く関連する2つのがんの死亡率の見積りについて、t検定で喫煙者と非喫煙者間でこの見積りりの大きさの差を検定したところ、両者とも有意な差はなかった。一方で、肺がんが6種の出来事の中で何番目につらく、人生に深刻な影響を及ぼすと思うかというランクを喫煙者、非喫煙者で比較した結果(t検定)、喫煙者のほうが有意に低い値(より高くつらさを評価している)であった。

##### 2. 喫煙リスクの蓄積性認知

まず、煙草を一日に一箱吸い続ける二十歳の人が同じように煙草を吸い続けた場合、この人が5年後、10年後、20年後、30年後、40年後のそれぞれまでに肺がんになる確率については、喫煙者・非喫煙者別の回答の平均値に差はあるものの、蓄積的なリスクに対する認知はほぼ同じであった。また、非楽観度も非喫煙者が0.33、喫煙者が0.35であり、t検定の結果有意な差はみられなかった。

次に、二十歳になってから煙草を吸い始め、煙草一日一箱を1年間、5年間、10年間、20年間、30年間のそれぞれ吸い続けた後に禁煙に成功した人が生涯のうちに肺がんになる確率については、喫煙者・非喫煙者で蓄積的なリスクに対する認知はほぼ同じであった。ただし、非楽観度は非喫煙者が0.30、喫煙者が0.42であり、t検定の結果、この差は1%水準で有意であった。

さらに、毎日煙草を5本程度吸う、毎日煙草を10本吸う、毎日煙草を20本吸う人、毎日煙草を30本吸う、毎日煙草を40本吸うそれぞれ二十歳の人が同じように煙草を吸い続けた場合、この人が生涯のうちに肺がんになる確率

について、喫煙者・非喫煙者別の蓄積的なリスクの認知はほぼ同じであった。また、非楽観度も、非喫煙者が0.30、喫煙者が0.33で、t検定の結果、この差は有意ではなかった。

#### D. 考 察

##### 【調査1：喫煙のリスク認知に関する調査】

喫煙者の肺がんによる死亡の危険性(対非喫煙者)について回答者の平均値(5.7倍)と既存研究からの知見(4.5倍)との間には大きな差が見られなかった。しかし、他の物質(ダイオキシン類、BSE、光化学スモッグ)の危険性との比較では喫煙のリスクは小さく認知され、とりわけ能動喫煙のリスクはかなり小さく認知されていることが分かった。また、喫煙あるいは受動喫煙のリスク認知において喫煙者の方が、非喫煙者よりもリスクを低く認知し、喫煙についての間違えた信念を信じていた。このことは、心理学における認知的不協和の理論が示すように、喫煙者が喫煙行動と不協和になりそうな情報を自己に出来るだけ都合の良いように認知しているためと考えられる。

ただし、喫煙者においても物事をじっくり考え、分析的・合理的な思考を採用する傾向のある人ではリスク認知も高くなり、間違えた考えに対しても否定する人が多くなっていることも明らかになった。このことから、分析的・合理的な思考を採用し易い状況において、喫煙のリスクに関する情報提供を行えば、非喫煙者に対しては継続的な喫煙回避の意思決定を支援し、喫煙者に対しては禁煙への関心を高めることも可能だと考えられる。

##### 【調査2：喫煙リスクの情報提供と効果の検証】

調査1での結果を踏まえ、分析的・合理的な思考を採用し易い状況において、喫煙リスクに関する情報提供を行う社会実験を神奈川大学にて行い、喫煙のリスクをより適切に認識し、行動変容を促す効果について検証を行った。

この結果、学内の掲示板ポスター及び学食の卓上立体ポスターによる喫煙リスクに関する情



報提供は、数量的な喫煙のリスク認識そのものに対しては効果が見られなかったが、定性的な喫煙リスクに関する信念に対してはある程度の効果があることが検証された。特に、「タバコを習慣的に吸うこと自体が病気である」という信念に否定的あるいは中立的な意見に対して効果があることが確認された。

### 【調査3：蓄積的リスクの認知に関する調査】

本調査では、喫煙者が喫煙リスクの質的な側面をどう評価しているのか、喫煙リスクの蓄積的な性質をどう評価しているのかを検討した。リスクの質的側面については2つ、蓄積的側面については3つの方法で喫煙者及び非喫煙者のリスク認知を測定したが、蓄積的側面については3つの測定方法全てで喫煙者のほうが「少しの喫煙」のリスクを過小評価しているというようなことはなく、一つの測定法に至っては喫煙者のほうが「少しの喫煙」のリスクを重く見ているという傾向がみられた。質的側面については肺がんのつらさ評価において、喫煙者のほうがつらさを高く評価しているという傾向がみられた。

喫煙者が喫煙のリスクを十分理解した上で喫煙しているのか、それとも喫煙のリスクを軽視しているのかという問題はリスク研究者の間でも大きな論点であり、例えば、Viscusi(1992)は、喫煙者は喫煙のリスクを過小評価しているというのではなくむしろ過大に評価しているとし、喫煙のリスクの大きさを訴えた禁煙キャンペーンは無意味であると結論づけている。これに対して Slovic(1998)は、リスクの質的側面や蓄積的な性質が考慮されていないことなどで Viscusiの方法を批判している。

本研究における結果は、喫煙者は喫煙のリスクを軽視していることはなく、「喫煙のリスクの高さを訴える禁煙キャンペーンは無意味である」という主張を支持する結果となった。しかし、本研究では肺がんリスクの質的な認知について、6つの出来事を「つらく、人生に深刻な影響を及ぼす」と思われる順番に並べ替えさせ

るという方法で測定したが、この方法での測定はその「6つの出来事」の選択によって傾向が大きく変化することが考えられる。今回得られた「喫煙者は肺がんリスクの質的側面を非喫煙者よりも大きく評価している」という知見をさらに強固なものとするためには別の出来事を選択して同じ方法を追試すること、全く別の方法で喫煙リスクの質的な側面の認知を測定することが必要である。

さらに、喫煙リスクの蓄積性認知についても、非喫煙者・喫煙者の回答をグラフにプロットするといずれもきれいな線形になったが、これは質問形式によるものとも考えられる。今回の調査では、少なくとも「喫煙者は『少しの喫煙』のリスクを過小評価している」ということはない」ということは確認できたが、実際に喫煙の蓄積性はどうかを評価するためにはさらに調査を行うことが必要である。

### E. 結 論

調査1の大学生を対象としたアンケート調査の結果から、喫煙者は非喫煙者よりも喫煙のリスクを低く認知する傾向や間違えた信念を肯定する傾向が強いが、物事をじっくり考える傾向のある人ではリスク認知も高くなり、分析的・合理的な思考を採用する度合いが強い人ではたばこの間違えた考えを否定する人も多くなるということが明らかになった。

この結果を踏まえるならば、分析的・合理的な思考を採用し易い状況において、適切な情報提供を行えば、非喫煙者に対しては継続的な喫煙回避の意思決定を支援し、喫煙者に対しては禁煙への関心を高めることが可能だと考えられる。そこで、調査2においては、健康診断や飲食・喫煙時などの場面においてパンフレットやポスターによる喫煙リスクの情報提供を行う社会実験を行った。この結果、数量的な喫煙リスクの認識そのものに対しては効果が見られなかったが、喫煙リスクに関する信念に対しては効果があることが確認できた。

以上の結果は、非喫煙者が多く、喫煙者であ

っても喫煙年数が少ない大学生を対象とした調査に基づくものであり、主として非喫煙者の継続的な喫煙回避を支援するたばこ対策への基礎的知見となるものである。これに対して、喫煙者の禁煙への関心を高め行動変容を促すためには、喫煙年数の長い喫煙者のリスク認知の特性などを把握することが不可欠である。そこで調査3においては、喫煙年数の長い喫煙者は喫煙のリスクを十分理解した上で喫煙しているのか、それとも喫煙のリスクを軽視しているのかという点を明らかにするため、20代～60代までの幅広い年齢層を対象に喫煙者と非喫煙者のリスク認知についての調査を行った。その結果、喫煙者のほうが「少しの喫煙」のリスクを過小評価しているというようなことはなく、一つの測定法に至っては喫煙者のほうが「少しの喫煙」のリスクを重く見ているという傾向もみられた。さらに、肺がんのつらさ評価においても、喫煙者のほうがつらさを高く評価しているという傾向がみられた。

これらは「喫煙のリスクの高さを訴える禁煙

キャンペーンは無意味である」という主張を支持するものであるが、今回の調査結果のみから喫煙者の喫煙リスクの認知について結論を出すことはできないと考えられる。喫煙リスクの認知変容を通じたたばこ対策は社会的な影響も大きく、慎重な姿勢が求められるためにさらなる研究が必要である。

## G. 研究発表

1)杉本崇・三星宗雄・坪井雅史・松本安生・師岡淳也・渡部照洋・柴田直子(2008)推論の二重プロセス理論と喫煙に関する認知, 日本リスク研究学会第21回年次大会(関西大学)

### 【引用・参考文献】

- 1)Slovic, P. (1998) Do adolescent smokers know the risks? Duke Law journal, 47, 1133-1141
- 2)Viscusi, W.K. (1992) Smoking: Making the risky decision. New York, NY: Oxford University Press

厚生労働科学研究費補助金 (がん臨床研究事業)  
たばこ対策による健康増進策の総合的な支援かつ推進に関する研究  
総合研究報告書 資料 1 2

条例等を含む地方自治及び法学的見地からみたたばこ対策に関する研究  
～たばこ政策において地方の果たす役割と地方の自治においてたばこ政策の果たした役割～

柴田 直子 神奈川大学法学部自治行政学科 准教授

本研究は、アメリカ合衆国において地方政府の主導によって作成された受動喫煙防止政策の成立過程、地方の受動喫煙防止条例を先占する州法の問題、先占の実態と最近の傾向を分析することによって、喫煙規制における地方の役割について考察し、以下を導き出した。すなわち、1) ワシントン州ピアース郡の条例制定に典型的に見られるように、住民との距離が近く、直接的継続的に協議を行うことができる地方政府は、住民の合意にもとづく政策形成が重要である領域においては、大きな役割を果たす、2) 地方政府の政策過程には、大企業の影響ヲ受ける程度が少ないため、住民の多数の意見を反映することができる。そのため、州法による条例の先占は望ましくなく、アメリカにおいても先占の数は減少している、3) 地方がその特有の事情に応じて、政策を作成するため、結果として、多様性に富んだ政策ができあがり、地方は、「政策の実験所」としての役割を果たすことができる、である。

#### A. 研究目的

本研究は、アメリカ合衆国において地方政府の主導によって作成された受動喫煙防止政策の成立過程、地方の受動喫煙防止条例を先占する州法の問題、先占の実態と最近の傾向を分析することによって、喫煙規制における地方の役割を明らかにすることを目的とする。

#### B. 研究方法

アメリカの地方政府による受動喫煙防止条例の制定過程については、ワシントン州の郡の機関である、タコマ・ピアース郡保健局、地元のNPO (Korean Women's Association) を訪問し、インタビュー調査を行った。

全米における受動喫煙対策の実態と最近の傾向については、Department of Health and Human Services の Centers for Disease Control and Prevention (以下、CDC)を訪問し、

ヒアリング調査を行った。

全米における州法の先占の実態と最近の傾向については、CDC の提供する STATE システムを用いて情報の収集を行った。

その他の部分について、政府機関のホームページ、出版物、研究書及び裁判所判決の調査を行った。

本研究においては個人情報の扱いはない。

#### C. 研究結果および考察

##### I 背景: 条例空間の拡大

2002年、千代田区は、全国で初めて路上喫煙を禁止し、違反者に対して過料を課す、「生活環境条例」を制定した。この条例をきっかけに、全国各地で、地方自治体が、路上喫煙を規制する動きが始まった。規制の方法については、千代田区と同様に、過料という罰則付きの条例を制定するところ、過料ではなく罰金を科すところ

ろ、条例化はせず、より緩やかな「ルール」を設立し、住民のモラルにうったえるところなど、各自治体の事情を踏まえて様々である。

また、執行についても、職員が見回りをしているところ、ボランティアを募るところ、地元の商店街の協力を得るところなど、各自治体の財政事情なども踏まえて様々な内容となっている。また昨年には、神奈川県が、初めて屋内における喫煙を規制する条例を成立させた。

いまや日本においても、喫煙規制は、地方自治体の重要な政策領域として定着しつつある。地方の自主的な政策領域としての条例空間は、喫煙規制を取り込むことによって拡大したといえる。その意味で、タバコ政策が、地方の自治に与えた影響は大きい。

本研究は、日本におけるこのような状況を背景として、アメリカの事例を題材としつつ、改めて喫煙規制における地方の役割について考察するものである。具体的には、地方がその特質を生かして以下のような役割を果たすことを導きだす。すなわち、1) 住民の合意にもとづく政策の形成、2) 住民の声を反映した政策の作成、3) 多様な政策モデルの提示、である。

次章以降、これまでの研究内容をまとめ、上記の地方の役割について説明する。

## II 地方の役割 (1) ~ 合意にもとづく政策形成

### 【タコマ・ピアース郡保健局による条例制定】

i) 序 1つ目の「合意形成にもとづく政策形成」については、住民の合意形成によって実現した、ワシントン州における2005年の「州室内大気清浄法」改正に着目し、この法改正に至るまでのプロセスの分析を行った。この州法改正の特徴は、これが住民によるイニシアティブ(I-901)によって提案され、住民投票で決定されたという点である。

2005年の法改正は、州の「公共空間」における喫煙の全面禁止を果たした。この「公共空間」には、レストランやカジノのみならず、玄関、非常口、窓など室内に通じる扉から25フィート以内の空間も含まれる。これは当時のアメリカ

で最も厳しい内容であった。

ii) 地方レベルにおける啓発活動 州議会ではなかなか州法を改正できない中で、住民をイニシアティブへと動かす重要な役割を果たしたのが、それまで数年間にわたって継続的に行ってきた、地方政府レベルにおける啓発活動であった。

キング郡と郡内の中心都市であるシアトル市が共同で設置するシアトル・キング郡保健局やピアース郡と郡内の中心都市であるタコマ市とが共同で設置するタコマ・ピアース郡保健局は、地元のNPOの協力も得て、管轄内の飲食店や遊戯施設を何度も訪問し、受動喫煙によってもたらされる健康被害について説明し、またニューヨーク市などの先事例の調査結果を用いて、飲食店を全面禁煙しても経済的な損失が少ないことを説明し、店内の全面禁煙化を呼びかけてきた。その結果、州内の飲食店の多くが、自発的に全面禁煙を実施するようになった。

iii) タコマ・ピアース郡条例 啓発活動の成果が定着した2003年に、タコマ・ピアース郡保健局は、次のステップとして受動喫煙防止条例を制定した。制度が定着したのちに拘束力のある条例を成立させたことによって、これまで、郡の政策に協力的であった住民のみではなく、非協力的であった反対者たちも、制度を受け入れるようになった。

iv) イニシアティブによる州法改正 タコマ・ピアース郡保健局によって制定されたこの条例は、その後、州法の先占を理由に、州裁判所によって無効とされた。しかし、州の都市部においては、レストラン等における自発的な全面禁煙が既に進んでいたこと、より厳格な受動喫煙防止対策のためには、条例ではなく、州法の改正がどうしても必要であるとの認識がかえって高まったことにより、イニシアティブへの動きが急速に広まった。その結果、州民によってイニシアティブが提起され(その内容は、タコマ・ピアース郡保健局による条例とほぼ同じ内容)、そのイニシアティブが州民によるレファレンダム(住民投票)で圧倒的多数の賛成を得、

住民の合意にもとづく州法改正が実現することとなった。

#### 【合意形成に基づく政策形成】

住民の合意にもとづく法形成は、タコマ・ピアース郡条例に典型的に見られるように、住民に近い小さな政府レベルから始めることによって成功するという。小さな政府である地方政府は、職員が、個々の利害関係住民と直接に会い、話をするができるため、より意味のある合意形成が行える。CDCにおいても、NPOの協力等を得て、地方のレベルから屋内における全面禁煙の浸透させる方法が支持されている<sup>1</sup>。

#### 【合意形成を容易にする装置としての保健局】

ところで、このような住民との有意味な合意形成は、市と郡による共同設置、という特徴をもつ、タコマ・ピアース郡保健局の組織体制とも関係があった。2年目は、タコマ・ピアース郡保健局について、より詳細な調査し、その結果、この組織のいくつかの特徴が、住民との合意形成に役立つものであったことを導き出した。すなわち、1) 郡と市との共同設置による地方保健局が、広い自己決定権をもち、また、財政的にも豊かであったこと。保健局は、周辺市町からの契約上の支払いを受ける一方、中心市からの資金提供を継続的に受けることができた。そこで、州法によって義務づけられた事務のみではなく、独自の政策を多角的に行いやすかった。また、2) 郡内の市町やNPOと連携が取りやすい体制であること。保健局内に設置される保健委員会には、郡内市町の公務員が出席し、また、諮問委員会には、郡内の市の代表、地域団体の代表が参加していた。このことが、保健局の野心的な政策の実現を可能とするもう1つの要因であったと考えられる。

とりわけ、ピアース郡においては、様々な民族のコミュニティが存在しており、コミュニティによって、喫煙に関する習慣や理解が大きく異なっていた。未成年の喫煙、禁煙プログラム、その他の公衆衛生上の各プログラムへの理解を促し、また、実施するにおいては、地域とその言語に通じているNPOの協力が欠かせなかった

といえる。

### Ⅲ 地方の役割(2) ~ 住民による法制定

#### 【大企業の影響と規制】

政策形成における地方の役割に関連して、一般論として、規制対象となる業界が巨大である場合、中央レベルにおいては、「少数者による専制」が起こりやすく、逆に、より中央から離れたレベルにおける政府では起こりにくい、と考えられている。巨大な産業は、通常ロビイストを用いて政府の政策過程に強く働きかけることができるが、それに対して、受益者である一般市民は、ロビイストを用いて自らの見解を立法者に伝えることが困難だからである。

中央政府は、1つしかないため、巨大産業は、ここに十分なロビイストを送り込み、立法者に影響を与えることができる。しかし地方政府は、アメリカの場合、いわゆる市町村に限っても30000団体以上ある。いかに巨大産業といえども、30000団体すべてに対して、ロビイストを派遣することはできない。そこで、地方レベルの政府で作成される政策には、より一般市民の声が反映されやすいのである<sup>2</sup>。

本研究はこの現象について直接扱うものではなかったが、CDCは、州法による先占は、まさにタバコ産業の影響によるものであることを示唆する<sup>3</sup>。州法による先占とは、巨大な産業による影響を強く受けた緩やかな法律が、より厳格な内容をもつ、市民の声を反映した地方の条例を排除することを意味するのである。

#### 【タバコ政策における先占の現状】

STATE システムを用いて、アメリカの州レベルにおける先占の現状について見ると、全体としては、2005年第4期までは、「先占」が増加し、この年をピークに減少していることが分かる。1995年第4期においては、地方の条例を先占すると解釈される州法が16州であった。この数は、1998年にカリフォルニア州において先占が廃止された例を除けば、増加の一途をたどり、2005年第4期には、22州にまで増えた。しかし、その後、2006年までに、先占は5州において廃

止され、2009年第3期には、13州にまで減少した。

一旦、先占的な州法が制定されるとこれを改正することは困難であるといわれる。しかし、アメリカにおいては、2004年以降、州が先占を廃止する努力をしているという。

先占しているかどうかの判断において、裁判所に大きな権限が委ねられている州が多いため、立法府は、地方に上乘せ条例を制定する権限を付与する条項を設けることによって、先占をしない趣旨であることを明確にしている。

#### IV 地方の役割 (3) ～政策の実験所

##### 【路上喫煙条例とその影響】

地方における規制の形成においては、地方がその特有の事情に応じて、政策を作成するため、結果として、多様性に富んだ政策ができあがる。日本においても、2002年の千代田区生活環境条例の制定以後、全国の市町村、都道府県において、路上喫煙規制の問題が議論されることとなり、その結果、多様な条例が誕生した。これは、まさに、「政策の実験所」としての地方の役割である。

#### D. 結 論

本研究は、アメリカ合衆国における地方政府の政策形成過程を分析することによって、タバコ政策の形成における地方の役割を考察した。

1) 屋内における全面禁煙を導入するか否かは、喫煙者にとっても非喫煙者にとっても、大きな関心事であり、まさに「すべての住民が利害関係者」である。ワシントン州ピアース郡の条例制定に典型的に見られるように、地方政府は、住民との距離が近く、直接的継続的に協議を行うことができる。実効性を高めるなどの目的で、住民の合意にもとづいて形成されることが重要である政策においては、地方は大きな役割を果たすことができる、といえる。

アメリカにおいては、屋内禁煙などの政策が、NPOなどの協力を得て、地方において積極的に進められている。

2) タバコ規制のような、巨大な企業がかかわる規制を行う場合においては、地方政府が、より住民の多数の意見を反映した政策形成を行える場となっている。

3) 最後に、地方における規制の形成においては、地方がその特有の事情に応じて、政策を作成するため、結果として、多様性に富んだ政策ができあがる。日本においても、2002年の千代田区生活環境条例の制定以後、全国の市町村、都道府県において、路上喫煙規制の問題が議論されることとなり、その結果、多様な条例が誕生した。

これらの条例は、タバコ規制にとどまらず、地方が、他の様々な領域において、自主条例を制定する際に、重要なモデルを提供するものと思われる。

(追記)当初は、本研究の3年目において、日本におけるタバコ政策の形成過程について、アメリカの事例と比較分析をすることを予定していた。具体的には、受動喫煙防止条例の制定過程について、神奈川県条例制定過程と京都府における条例制定への取組みを比較分析することを予定し、資料をいただいた。日本において喫煙の問題に取り組んでいる、NPO法人京都禁煙推進研究会からは、インタビューにご協力をいただいた。

また、千代田区の路上喫煙禁止以降の各地における路上喫煙防止条例の発展について、その多様性を分析するための調査を予定していた。事情により、これらの調査の継続が行えなかったが、未完である調査項目については、今後、別の形で継続していきたいと考えている。

##### 【引用・参考文献】

THE SEATTLE TIMES (2000-2008)

THE SEATTLE-POST INTELLIGENCER (2005)

Washington State Legislature Home Page  
(<http://www.leg.wa.gov/legislature>)

Hugh D. Spitzer, *Municipal Police Power in Washington State*, 75 WASH. L. REV. 495 (2000).

Alan E. Scott, *The Continuing Tobacco War: State and Local Tobacco Control in Washington*, 23 SEATTLE UNIV. L. REV. 1097 (2000).

Department of Health and Human Services,  
Centers for Disease Control and  
Prevention

(<http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/index.aspx>).

**【謝辞】**

本研究において、インタビュー調査に応じてくださり、また、多くの資料を提供してくださいました Tacoma-Pierce County Health Board、County Health Department の皆様、Centers for Disease Control and Prevention (CDC) の皆様、Korean Women's Association の皆様、神奈川県健康増進課の皆様、NPO 法人京都禁煙推進研究会の皆様にお礼を申し上げます。

---

<sup>1</sup> 1年目の CDC におけるインタビューより

<sup>2</sup> Alan E. Scott, *The Continuing Tobacco War: State and Local Tobacco Control in Washington*, 23 SEATTLE UNIV. L. REV. 1097 (2000).

<sup>3</sup> CDC: State Preemption Fact Sheet; State Tobacco Activities Tracking & Evaluation: Smoking & Tobacco Use, (<http://apps.nccd.cdc.gov/StateSystem/index.aspx>).

## ステーク・ホルダーから見たたばこ企業の社会的責任

村上 了太 沖縄国際大学経済学部 教授

研究要旨：たばこに関わる利害関係者の洗い出し、そもそも喫煙が禁じられている未成年者への喫煙に対する理解を深めることがたばこ対策につながる。そのためには教育プログラムの導入によるたばこ対策も必要である。2009年度より導入された教員免許更新講習での「タバコ講習プログラム」を計画することに主眼を置いている。理由は、1)特に未成年者の喫煙として、喫煙の始期と学齢期が重なることから、小学校から高校までの現役教員（特定教科に限定しない）に対する更新講習にタバコを取り上げることにより、タバコの歴史、経済、社会的損失などの知識を普及させる機会になったこと、2)身近でありながらステーク・ホルダー（利害関係者）の存在そして社会的損失までの踏み込んだ対策が必要である。

### A. 研究目的

#### 1. 背景

タバコに対する問題は、喫煙者本人と付随する損失（社会的損失：喫煙者本人の健康被害、受動喫煙被害、タバコの不始末による火災損失、喫煙に要する労働時間の損失をふくめたもの）と、税金による社会貢献の認識の相違が埋められていないことにある。タバコに関わる利害関係者は、税金、農業、文化などの側面からタバコの役割を評価する場合と、医療、経済などの側面から社会的損失を主張する場合との対立がある。さらに、分煙化が対立の産物のように見受けられる。

#### 2. 動機

研究動機は、医療従事者以外のステーク・ホルダーによる健康社会の増進を図るための一解決法としてのタバコ対策を講じることにある。本研究では、第一段階としてタバコに関わるステーク・ホルダーを洗い出すとともに、第二段階として禁煙を推進する方が社会的に有効（経

済外部性）であることを前提に論を展開し、第三段階として研究成果を社会に還元するという段階を経る。そしてその目的を達成するためのツールとして、1)教員免許更新講習との連携、2)社会への啓発活動の促進などによる、普及の必要性を導き出す。

### B. 研究方法

#### 1. 企業の社会的責任のあり方

そもそも企業はなぜ企業の社会的責任（Corporate Social Responsibilities）を訴えるようになったのか。理解のためのキーワードは、持続可能社会、地球温暖化、法令遵守など、本来企業が見落とす傾向にある様々な社会貢献活動への取り組みによる、一種の広報宣伝活動の深化である。そもそも企業の社会的責任とは、「今日では品質安全性、事故・トラブル対応、公正取引・公正競争・個人情報保護・内部告発保護（公益通報者保護法など法令遵守＝コンプライアンス体制の確立、環境、マルチ・ステークホルダー対応などとして、従来の経済的ある



胃尾は法的な企業の責任を含みつつも、さらにそれを超えた概念にまで拡大してきている。これは今日の企業（特に大企業）が巨大な影響力と多用な利害関係者の広がりを持つようになったことの必然的帰結としての責任であるが、他面では、これらのCSR要因をミスすれば企業が消滅する（山一証券、エンロン、ワールドコム、アンダーセン、雪印食品など）という、企業存続のリスク管理上の問題でもある<sup>1</sup>。

CSRとは不可避な対策であることが理解できる。この位置づけをもって本研究ではタバコのCSRを探っていくことにする。

## 2. 事例分析 -対策の比較-

タバコ対策として指摘すべき点は、諸外国の対応である。酒類の販売に関して専売制度を導入している北欧地域（スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、フィンランド）などは、アルコール依存症対策も考慮されている。販売制限によって、つまり私益を追求しない組織であることによって、成し遂げられる方策である。

一方日本でも、屋内禁煙を推進する厚生労働省の通達がなされ、欧米並みに前進の兆しがある。

## 3. 事例分析 -価格比較-

日本のタバコの価格が先進国でも安い部類に入ることがたびたび指摘されている。この指摘を根拠に日本のタバコ価格の値上げを指摘する論調も少なくない。20本入りシガレットで1,000円までの値上げが有効であるとの指摘が散見される<sup>2</sup>。こうした動きもあって2010年度にはタバコ価格が100円値上げされることになった<sup>3</sup>。

<sup>1</sup>片岡信之「企業社会責任と企業統治」鈴木幸毅・百田義治編著『企業社会責任の研究』中央経済社、2008年、13ページ。

<sup>2</sup>たとえば、五十嵐中、池田俊也、後藤励他「たばこ増税が総税収に及ぼす影響の推計」『禁煙科学』第2巻第3号、2008年、25ページ。

<sup>3</sup>作田学「2010年度のたばこ価格100円値上げ」

## 4. 事例分析 -咳止め薬-

咳止め薬として、いわゆるネオシーダーが市販されている。ネオシーダーは「原料にタバコ葉を使用していないので法律上はタバコではないが、実態はタバコと言える。ネオシーダーの説明書には1日10本以内と記載されているものの、依存性があるために、離脱症状が抑止されるだけ使用してしまうという実態がある。よって、1日10本以内という注意書きは、ネオシーダー依存者にとっては無意味である」<sup>4</sup>。

そもそも一般用医薬品のネオシーダーは形状がタバコと同じで、喫煙方法も同じである。たばこ事業法では認められないが、実態がタバコである。

## 5. 事例分析 -無煙タバコ-

無煙タバコはスヌースと呼ばれている製品である。受動喫煙のリスクが皆無であり、なおかつ主流煙も発しないことから、タバコ企業が着目している製品である。禁煙という用語が、smokingとしての煙のみを意味するものならばこの製品は、タバコの社会的責任を果たしているといえる。だが、禁煙ではなく、反タバコとなればこの製品も批判の対象になる。ただし、無煙タバコは「日本でもなじみのない話であり、“Harm Reduction”以前の問題である。もちろんタバコの煙をはじめ、害以前に曝露の低減についても議論と慎重な検討が必要である」<sup>5</sup>。スウェーデンに企業があり、日本ではファイアーブレイクの商標で販売されたガムタバコなど、今後の受動喫煙対策における新しい形態のタバコである無煙タバコへの対策も必要となるであ

『日本禁煙学会雑誌』第4巻第6号、2009年、139-140ページ。

<sup>4</sup>山岡雅顕「ネオシーダーの依存性について」日本禁煙学会『日本禁煙学会雑誌』第2巻第1号、2007年、5ページ。

<sup>5</sup>吉見逸郎「特別報告 1.たばこ対策として」日本循環器学会専門医誌『循環器専門医』第16巻第2号、2008年9月、361ページ。

ろう。

## 6. 事例分析 -電子タバコその他-

この製品は、日本のたばこ事業法に適用される製品とされない場合がある。韓国や米国での電子タバコとは葉たばこを原料にした製品であることから同法の適用となる。

但し日本国内で主に販売されている製品は、葉タバコを原料としていないために、同法の適用を受けるものではない。

「禁煙」を冠する製品が他にもある。たとえばキャンディー、ガム、ニコチンを含まない有煙製品、茶などである。

## 7. 成果研修会・発表会

平成20年度と平成21年度の二度にわたり研究成果を社会に還元した。詳細を下記に記す。

平成20年度には「たばこ対策に関する学際的取り組みについての研修会」(平成20年12月)として専門研究者向けの研修会を企画した。

平成21年度には市民への研究成果の還元を目的にした「川柳で広げる禁煙の輪 -各地のたばこ対策の事例紹介を含めて-」(平成22年1月29日～30日)を開催した。

いずれも参加者は20名であった。平成20年度には専門研究者向けにPDM(Project Design Matrix)を作成し、医療関係者と議論を深めた。平成21年度の場合は禁煙を考える川柳を作成し、誰でも取り組める禁煙対策の啓発活動を行った。

両者の成果は、1) タバコという日常にも散乱している商品の危険性を共有できる、2) 医療従事者以外の立場からでも禁煙推進に寄与できる、などであった。ただし「健康おきなわ21」のように、喫煙率の削減目標を設定するほどの数値化は不可能である。

## C. 啓発のためのキーワード

### 1. 社会的損失

タバコによる収入の一方、社会的損失は下記

のように指摘されている。たとえば「健康おきなわ2010」では「疫病による直接的医療費、疫病のための休業による所得損失及び企業の経費負担、たばこが原因の火災損失等が含まれる。1993年に医療経済研究機構が試算した喫煙による社会的損失は、少なくとも年間4兆円に達し、たばこの税収を大きく上回った。1992年での推計では、少なくとも年間392億円の社会的損失となり、県及び市町村のたばこ税収の6.5倍であった」<sup>6</sup>と指摘されている。

これを見る限りはたばこ税が国や地方自治体にもたらされている一方、社会的損失が税収を上回ることが明白になっている。合法的な製品(たばこ事業法で認められた製品であり、所定の納税を済ませている)であることが正当性を有する議論であるかのように見える。利害関係者の分類に進めば、行政機関においても財務省以外は基本的には禁煙の姿勢が強いといえる。

「健康おきなわ21」を確認すると、①未成年者、20～40代、妊婦、②やめたい人を増やし、やめられる人から ③関係機関・関係団体とネットワークを充実させる、などの点が指摘されている<sup>7</sup>。これらの作業が禁煙の原点であり、医療機関以外のステーク・ホルダーが導入できる禁煙支援策でもある。そもそも嗜好品であるから依存性も比較的高い状況である。そのため、その使用を断じるには、なにがしかの治療が必要である。人間本来の欲求によって成り立つ行為ではないにせよ、依存性を高めるという事実により、また禁断症状の課題にもよって、禁煙と喫煙の端境にある場合もある。

<sup>6</sup>沖縄県福祉保健部『健康おきなわ2010』2002年、49ページ。

<sup>7</sup>沖縄県福祉保健部『健康おきなわ21』前掲書、40ページ。

## 2. 経済的インセンティブ①

政界や医療界で散発的に行われるタバコ税に関する欧米並みの価格水準に関する議論は、経済的インセンティブの役割を果たしている。昨今のニコチンパッチやニコチンガムの普及には、タバコの価格よりも安いということを浸透させる必要がある。たとえば2009年現在では売れ行き銘柄のタバコが1箱300円であるとすれば、たばこ税の増税によってタバコ代金を値上げすることにより相対的にニコチンパッチやニコチンガムが総じて割安になるような価格決定が必要とされる。その一方タバコの増税にはJTや販売組合の強固な反対意見があることからニコチンパッチやニコチンガムの価格変動による相対的な値下げも期待される。

タバコ業界側は増税や値上げに反対運動を起す限りは、禁煙製品の値下げが有効となる。2010年1月時点では1箱あたりのタバコ代金が300円前後であるため、それと匹敵する代替製品の価格設定が必要である。さらに2010年4月からの1箱あたり100円の値上げによって代替製品への購買動機が高まることが期待される。このことはスウェーデンにおけるシガレットと無煙タバコの関係に学ぶことができる。すなわちこの場合は、20本入りシガレット（マルボロ）が40クローナに対して、スヌースが25袋入り一箱入り25クローナであるという関係である<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup>村上太「ステーキ・ホルダーからみたたばこ企業の社会的責任」『たばこ対策による健康増進策の総合的な実施の支援かつ推進に関する研究』（厚生労働省科学研究費補助金がん臨床研究事業平成19年度総括・分担研究報告書）、2008年、163ページ。提示した店頭価格は、2008年時点におけるスウェーデン・ストックホルム市の小売店で確認したものである。購入可能な単位は、シガレット1箱、またはスヌース1箱である。

## 3. 経済的インセンティブ②

もう一つの経済的インセンティブとしては各地で行われている科料制度についてである。まず下記のような記事を紹介する。

「迷惑な歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなくすため、路上禁煙地区を設け、違反者に2000円の過料（金銭による行政処分）を科している名古屋市で、違反者の14%にあたる2343人が未納のままとなっていることがわかった。『現金の持ち合わせがない』として後納を約束しながら支払わない人たちで、このうち1612人は督促状が『あて先不明』で戻ってきたという。一方、過料が1000円の大阪市の未納者は2%程度で、名古屋市は違反者に対し、一層の徴収強化に努めるとしている」<sup>9</sup>とある。

## 4. 経営的インセンティブ

レストラン、カフェなど不特定多数の顧客が出入りする飲食店における禁煙化によって訪問客が増大するという事例がある。全面禁煙化、分煙化、時間帯別分煙化、未実施などがあるが、タバコメーカー側も分煙に関しては好意的であり飲食店への分煙化の提案も行われている。そもそも分煙対策といっても室内の気流の動きのみならず、タバコ臭の排出のみならず、主流煙・副流煙の有害成分の排出も必要になる。これらのリスクを考慮しても分煙化、禁煙化は顧客を増大させる商機とすれば企業にとっての経営的インセンティブが増大する。この場合、禁煙対策が進むにつれてむしろ喫煙者の擁護も含めた喫煙ルームの設定という逆説も成り立ちうることに留意が必要である。

飲食店などの危惧するところは、店舗の完全禁煙化が顧客の増大をもたらすかどうかである

---

<sup>9</sup>『読売新聞』（電子版）2010年2月23日。

る。だが完全禁煙化と顧客の増減については、海外の事例を検討した結果、変動がもたらされなかったと報告されている<sup>10</sup>。この報告は、海外調査によるものであるとはいえ、日本での対策を推進する上でも基盤となる研究結果であろう。

喫煙者との共存は、換気設備の充実のみならず、タバコ臭も含めた課題を解決しなければ成し遂げられない。また喫煙行為によって生ずるコストも存在する。たとえば飲食店でのタバコの焦げ跡の処理、吸い殻の始末、灰皿の清掃、灰皿周辺に飛散した比較的小さな灰の処理などは、もし店内禁煙とすれば不要となるコストである。そのための時間的なまた金銭的なコストの負担を考えれば、禁煙のほうが比較的安価で対策できる。同様に公共交通機関も禁煙にすれば上記の対策は不要となる。

結局、各店舗でも分煙か禁煙化による企業の経営活動には、分煙を顧客増大効果を狙う戦略が清掃コストを上回る前提に立つと指摘できる。一方、店舗の全面禁煙化は清掃のための人件費や時間コストの削減を優先課題にしたものであるため、その時点として禁煙に関心を有する顧客をターゲットにした戦略であるといえる。

## 5. 教育的インセンティブ①

タバコに関わる一つの理解には、教育的インセンティブとして、医療従事者以外のステーク・ホルダーによるタバコ対策を提起する。

禁煙のインセンティブに対して、タバコのもたらす効用と社会的損失を学ぶ機会の少なさにも問題がある。教育インセンティブとして指摘

<sup>10</sup>松崎道幸「サービス業（バー・レストラン・ホテル等）を法律で完全禁煙にしても売り上げは減らなかった」『日本禁煙学会雑誌』第3巻第4号、2008年、71ページ。

できることは、ドラッグ、アルコールとともにタバコの社会的損失を教育プログラムに組み込んだ対策も一考の余地がある。未成年者を潜在需要と見る考え方は、青少年の健全な育成などのNPO活動への助成、TASPOや、警告表示の文言などで確認できるように、文言の表現と含意まで拡大させるに値する表現にとどまっていることである。

欧米諸国のタバコ製品では、日本より厳格な表現、そして悪影響の写真入りタバコ製品の販売を通して、いかなる条件でも喫煙が損失であることを認識させるような表記がある。日本のタバコ製品の警告表示がタバコ企業における法令遵守で考えるとすれば未成年者喫煙禁止法を意識したものであり、健康増進法を意識した「吸い過ぎ」表記など、比較的弱い表現である。さらにマイルド、ライト等の表現をはじめ、メンソールやその他の香料などを多用して、若年者および女性への潜在需要の喚起が行われている。

だが、このような表現をしてでも、また未成年者の喫煙のみならず、未成年や未成年者へのなにがしかの教育効果が期待される。

## 6. 教育的インセンティブ②

最後に本研究のまとめは、税収、雇用などからなる喫煙容認に対する説明に社会的損失の大きさを精緻化させ主張のエビデンスを確立させる必要があることである。すなわち江戸時代からの指摘「たばこには毒がある。煙をのんで目がまわってたおれることがある。習慣になると対従いはなく、少しは益があるというけれども、損のほうが多い」<sup>11</sup>という指摘を裏付ける作業である。医療費のみならず、火災損失、自動車事故などを踏まえた「タバコがなければ失われることがなかった富」の統計的裏付けの確立である。

江戸時代からすでに損失が多いと指摘された製品であることが教育法の基本に位置づけられ

<sup>11</sup>貝原益軒『養生訓』（松田道夫訳）、中公文庫、1977年、108ページ。